

燕市情報システム最適化計画等策定業務委託優先交渉先決定基準

1. 目的

この基準は、燕市情報システム最適化計画等策定業務委託に関する提案のうち、最も有利なものを決定するため、必要な事項を定めるものとします。

2. 優先交渉先決定方法

提案者が提出した企画提案書の内容についての評価を行い評価点の最も高い順に順位を決定する（ただし、評価点の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより順位を決定する）。評価結果については、別途評価の妥当性を審査し、優先交渉権を決定します。

3. 評価

(1) 評価

ア. 評価機関

提案者が提出した提案書の内容についての評価は「燕市情報システム最適化計画等策定業務委託事業プロポーザル審査委員会」が厳正な審査を行うものとします。

イ. 採点の考え方

評価項目の採点は、5段階評価とし、配点は次の各項目のとおりとします。

Aレベル	非常に優れた水準の提案の場合	10点
Bレベル	優れた水準の提案の場合	7点
Cレベル	市が想定した水準の場合	5点
Dレベル	低い水準の提案の場合	3点
Eレベル	非常に低い水準の提案の場合	1点

ウ. 評価点は、各審査委員の評価の平均を採用し、小数点以下の端数があるときは、小数点以下第3位まで四捨五入し、小数点第2位まで算出するものとします。

エ. 以下に示す前提条件が満たされていること。

- ・ 履行期間内で作業スケジュールを組まれていること。

(2) 価格評価

ア. 以下に示す前提条件が満たされていること。

- ・ 提案額が提案上限額の範囲内であること

イ. 価格点は以下のとおり

- ・ 価格点は、30点満点とし、すべての提案者の見積価格の総額から評価する。
- ・ 価格点の評価は、その見積価格に応じ、点数化するものとする。点数化の方法については、次に示す方法による。なお、偏差値及び標準偏差を求める際には、小数点以下第3位で、価格点を求める際には、小数点以下第1位で、それぞれ四捨五入するものとする。

- i) 価格点
(偏差値/100) × 30 点 (満点の価格点)
- ii) 偏差値
-10 × (見積価格 - 見積価格の平均値) / 標準偏差 + 50
- iii) 標準偏差
((見積価格 - 見積価格の平均値)² の総和 / 提案者数) の平方根

4. 審査

評価結果に対し、評価の妥当性を審査し、優先交渉権を決定する。

評価基準書

企画提案書の評価内容				重み	満点
1	提案者について	1-1	提案者の企業概要	3	30
		1-2	本業務の品質を確保するために有効となる保有資格		
2	業務の実施内容及び実施方法	2-1	調査の目的や視点について	3	30
		2-2	現状調査・分析手法について	5	50
		2-3	最適化計画策定の検討手法について	5	50
		2-4	上記、最適化計画検討に必要な経費の算出について	3	30
		2-5	本業務の実施スケジュールについて	3	30
		2-6	成果物のイメージについて	5	50
3	実施体制	3-1	本事業遂行のための実施体制、管理体制	5	50
4	実績	4-1	本委託業務を遂行するうえで必要な実績を提示すること。	5	50
5	追加提案	5-1	情報化推進全般（業務システム最適化関連以外）における市にとって有効となる提案	10	100
6	価格点	6-1	3（2）イに記載する計算方法により算出される価格点	3	30
合 計				50	500